全Ｌ協保安・業務Ｇ３第７４号

令和３年８月５日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正について（お知らせ）

標記政令につきまして、下記のとおり、令和３年７月２７日付け公布、同年８月１日付けで施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

【概要】

平成２１年より経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い９製品(屋内式ガス瞬間湯沸かし器、屋内式ガス風呂がま等)を特定保守製品として指定し、所有者情報をメーカーが把握することで、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者に点検を促す制度が制定されておりましたが、事故率が大きく低下している７製品(屋内式ガス瞬間湯沸かし器、屋内式ガス風呂がま等)については特定保守製品の指定から外れることとなりました。

また、公布の日から一年を経過するまでに点検期間が到来するものについては、従来の規定が適用されることとなっております。

なお、今後につきましても、メーカーは自主点検として対応を継続する方向性であり、一部の製品には点検時期を消費者にお知らせする機能が搭載されていることから、消費者からの問い合わせがあった場合には引き続きメーカーにご連絡を促すようお願いいたします。

【経済産業省ホームページ掲載アドレス】

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210720003/20210720003.html>

以　上

（発信手段：Ｅメール）

担当：保安・業務グループ　髙木、瀬谷、橋本